

甲州市児童クラブの利用について

1、目的

共働きなどにより昼間親が家にいない家庭、ひとり親の児童を放課後や学校休業日に、家庭に代わる生活の場を与えて健全な育成を図る。

2、対象児童

原則、市内の小学校に在籍する児童

- (1) 保護者等が就労等により昼間家庭にいない児童
- (2) 保護者等が疾病又は心身の障害により保育が困難である家庭の児童
- (3) 保護者等が介護等により保育が困難である家庭の児童

※その他、特別な事情等がある場合はご相談ください。

◎令和7年度申込期間

令和7年1月6日～令和7年2月7日までとなっておりますので、期間内の申請をお願いします。

3、開設場所及び定員

児童クラブ名称	開 設 場 所	定 員
塩山南児童クラブ	塩山下於曽1021番地3(塩山南児童センター内)	70人
塩山西児童クラブ	塩山上於曽984番地1(塩山西児童センター内)	50人
塩山北児童クラブ	塩山千野3409番地4(塩山北児童センター内)	60人
松里児童クラブ	塩山小屋敷1353番地(松里公民館内)	25人
奥野田児童クラブ	塩山熊野964番地1(奥野田公民館内)	25人
大藤児童クラブ	塩山中萩原658番地6(大藤公民館内)	25人
井尻児童クラブ	塩山上井尻1675番地(井尻公民館内)	25人
玉宮児童クラブ	塩山竹森3381番地(玉宮公民館内)	15人
神金児童クラブ	塩山上萩原9番地(神金公民館内)	20人
大和児童クラブ	大和町初鹿野1693番地1(大和公民館内)	20人
東雲児童クラブ	勝沼町休息1565番地1(東雲ふれあい親子館内)	70人
勝沼児童クラブ	勝沼町勝沼1281番地2(勝沼中央公民館内)	60人
菱山児童クラブ	勝沼町菱山1204番地(旧菱山保育所)	20人
祝児童クラブ(民営)	勝沼町下岩崎1002番地1(祝ふれあい親子館内)	50人

4、利用・中止等手続き

- (1) 児童クラブ利用申込書に利用者調査票、就労証明書(同一住民票上における就労されている全ての方)をつけて各児童クラブまたは、子育て支援課に申し込みをして下さい。
- (2) 児童クラブの利用の必要がなくなった時は利用中止届を、また、利用内容が変更(保護者の勤務先の変更等)になる時は利用変更届を提出して下さい。
- (3) 児童クラブを休止する場合(連続で2ヶ月まで)は、児童クラブ利用休止届を提出して下さい。
※2ヶ月以上休止をする場合は、2ヶ月ごとに利用休止届の提出が必要となります。
- (4) 児童クラブ利用中止届・変更届・休止届は、利用状況が変更になる前月20日までに各児童クラブまたは子育て支援課に届け出て下さい。
- (5) 児童クラブを利用する場合必ず保護者連絡用アプリ「すぐーる」へ登録をして下さい。

※各種届出が前月20日以降に提出等、遅滞した場合には該当月の利用料が掛かる場合があります。

●祝児童クラブにつきましては、祝児童クラブに直接お問い合わせいただき、利用申込書等を提出して下さい。

5、利用期間・時間

利用期間は、毎年4月1日から3月31日

- (1) 平日：午後1時から午後6時(就労状況により午後7時まで)
- (2) 土曜日と下記以外の学校休業日：午前8時から午後6時(就労状況により午後7時まで)
- (3) 学期初め・学期末の給食のない日：午前11時から午後6時(就労状況により午後7時まで)
- (4) 各学校の振替休日(各学校の予定による)：午前8時から午後6時(就労状況により午後7時まで)
- (5) 休館日：日曜日、国民の祝日、12月29日から1月3日

※午後6時以降の利用については、就労状況により必要な場合のみとします。利用予定の方は別紙記入書類がありますので、申請の際にお申し出ください。

※地区公民館行事及び台風・大雪・地震などの緊急事態により学校が一斉下校や休校となった場合は、原則的には臨時休館になります。

※学級・学年閉鎖の場合は対象の児童は利用することはできません。対象児童にご兄弟がいる場合、利用はお控えいただくようお願いいたします。

6、利用料金

利用区分	1人の月額	備 考
平日利用者	3,000円	月の中途の利用開始・終了の場合も1月分の利用料となります。
平日・土曜日利用者	4,000円	
8月（夏季休暇の間）	8,000円	
学年末休業日の期間	1,500円	土曜日にも利用される方は、500円の追加料金あり
学年始休業日の期間	1,500円	

- (1) 利用料金の支払は原則口座引落となります。振替日は利用月翌月の末日（12月期は25日）となります。なお、振替日が土日祝日の場合は翌営業日です。
- (2) 世帯で同時に2人以上の児童が利用する場合は、2人目から半額（**児童クラブ利用料減額申請書の提出が必要**）となります。
- (3) 生活保護世帯、ひとり親世帯かつ前年度市民税が非課税世帯の場合は免除（**児童クラブ利用料免除申請書の提出が必要**）となります。

7、運営

- (1) 館長と支援員で運営します。
- (2) 児童クラブごとに、毎月「児童クラブだより」を発行し、行事予定等をお知らせします。

8、利用上の注意

- (1) 施設、設備または器具等を故意に破損した場合は、弁償をしていただくことがあります。
- (2) 他人に迷惑になる行為等がある場合は、利用を取り消すこともあります。
- (3) 飲食物、お金、おもちゃ等は持ち込まないで下さい。

※土曜日、長期休暇、学期初め・学期末の給食のない日等は、お弁当等の持参となります。

9、その他

- (1) 土曜開所について、利用人数の関係上、2～3カ所等の縮小開所となる場合があります。
- (2) 児童クラブを欠席する時は、必ず連絡して下さい。
- (3) 帰宅の際にはお迎えが必要です。迎えに来る方、退所時間等が変更になる場合は必ず連絡して下さい。
- (4) お子さんが待っていますので、迎えに来る方は、勤務終了後すみやかに迎えに来て下さい。
- (5) 急な発熱や怪我をした時は、緊急連絡先に連絡しますので、お迎えをお願いします。
- (6) 保護者の勤務先や緊急連絡先等、利用申込書の記載内容が変更になる時は、その都度連絡して下さい。
- (7) インフルエンザなどで休校、学級・学年閉鎖になった学級の児童は利用できません。
- (8) 持ち物には名前を書いて下さい
- (9) 児童クラブへの出席が少ない場合は、利用を取消すことがあります。
- (10) 児童クラブについてのご意見等ありましたら子育て支援課または支援員にご連絡下さい。
- (11) 就労証明書は必ず会社で作成してもらってください。（自営業・農業の方は保護者が作成）
- (12) 同時に2名以上の児童が利用する場合、就労証明書を連名で作成し、コピーでの申込みができます。（休職中の場合は、子育て支援課または支援員にその旨をお申し出下さい。）

問い合わせ先 ●甲州市役所 子育て支援課 保育・児童担当 ☎32-5081（課直通）

塩山南児童クラブ	☎33-7900	塩山西児童クラブ	☎33-2625	塩山北児童クラブ	☎33-7800
大藤児童クラブ	☎33-7902	松里児童クラブ	☎33-7100	井尻児童クラブ	☎33-7903
玉宮児童クラブ	☎33-7907	奥野田児童クラブ	☎33-7901	神金児童クラブ	☎33-7930
東雲児童クラブ	☎44-3723	勝沼児童クラブ	☎44-2159	大和児童クラブ	☎48-2014
菱山児童クラブ	☎44-0628	祝児童クラブ	☎44-5514		

児童クラブ利用基準

○児童クラブの利用には、勤務等の証明をする下記のいずれかの書類が必要となります。

保護者（同居家族）の状況	必要な書類	内容・注意点
会社員など被雇用者の方	・就労証明書	・勤務先で記入してもらってください。
		・勤務実態について不明な点は勤務先に問い合わせる場合があります。
自営業	・就労証明書	・就労状況等について、必要に応じて電話または現地確認を行う場合があります。
		・自営の内容の詳細を記入してください。
農業	・就労証明書	・就労状況等について、必要に応じて電話または現地確認を行う場合があります。
		・農業の作業の内容の詳細を記入して下さい。
就学中の方 （職業訓練所含む）	・在学証明書 ・学生証（写） ・入学許可証（写） 上記のうちのどれか一つ	・児童の放課後の監護にあたるのが困難なことが分かるものを提出してください。
疾病・障害のある方	・保育にあたれない証明書 ・医師の診断書（発行から3ヶ月以内のもの） ・障害者手帳（写）	・児童の放課後の監護にあたるのが困難なことが分かるものを提出してください。
求職活動中の方	・ハローワークの登録票（写）	・一時的な失職にあたる場合が該当になります。 ・3ヶ月が限度です。 ※証明できる書類がない場合は入会できません。 ※3ヶ月以内に新たな勤務先の就労証明書を提出してください。
母の出産	・母子手帳の写し（出産予定日がわかる箇所の写し）	・出産前2ヶ月、出産後3ヶ月で安静を要する期間。

※その他不明点がありましたら、子育て支援課までお問い合わせください。

